

## 沙流川水害訴訟 勝訴で確定

### 富川水害訴訟

富川水害訴訟（札幌地裁平成23年4月28日判決、札幌高裁平成24年9月21日判決）は、国からの上告はなく、住民の勝訴が確定いたしました。私も弁護団の一員として、この裁判に関わりました。

平成15年8月の台風10号の豪雨で、二風谷ダムが決壊する危機的状況になり、それを回避するために、1秒間に5500トン（10トントラック550台分）もの水をダムから放流したのです。そのため下流の水位が上昇し、その結果、富川に居住している住民に水害をもたらしたのです（※1）。しかも、当時の沙流川を管轄している鶴川河川事業所長は、何を勘違いしたのか、樋門操作員に、樋門を閉じないまま退避させたのです。その結果、水害が発生したものです。死傷者がでなかったことが不思議なぐらいの水害でした。洪水時には、支流の水位よりも本流の水位が上昇するため、本流から支流に逆流が発生します。その逆流を防ぐのが樋門なのですが、その樋門を閉じずに樋門操作員を退避させてしまったのです。逆流した水が水害を起こしたのです。住民に避難勧告が出される1時間も前に、樋門操作員を退避させたのです。完全な所長の判断ミスでした。

弁護団は、平成17年、水害にあわれた方の救済のためにも、裁判所に訴えて、国の判断ミスに起因する水害の賠償を求めたのです。7年に及ぶ裁判は、決して平たんなものではありませんでした。国は膨大な金をつぎ込んで、御用学者を動員しました。それを打ち破ったことは、画期的だったと思います。

なぜこんな水害が発生したのか。所長が誤った判断を行ったならば、その過ちを部下が正さなければなりません。その1つの組織において、所長が誤った判断をしたときに、その誤りをチェックするシステムがなければ、組織は暴走してしまいます。この水害がその典型です。この事件を担う中で、組織のあり方も考えさせられました。1人が失敗・ミスをして、他の人が失敗やミスをカバーするFail Safeの思想がなければならぬのです。

水害訴訟は、住民側が連戦連敗を続けておりました。多摩川水害訴訟（差戻審：東京高裁平成4年12月17日判決。テレビドラマ化（TBS系）された「岸辺のアルバム」（原作・脚本 山田太一）がその舞台）以来、20年ぶりに住民が勝訴したわけです。二風谷ダムはアイヌの聖地（チノミシリ（私・祈る・場所）という信仰の対象となったところ）をブルドーザーでつぶして建設が強行されたダムです。札幌地裁は、土地収用手段が違法であると宣言しています（平成10年3月27日判決（※2））。そのあげくにダムの操作を誤ったものであり、まったくもって国のやっていることはむちゃくちゃとしか言いようがありません。私は、こんな行政が行われていることに、怒りを感じます。

また、この裁判は水害発生から9年、裁判を提起してから7年間もかかりました。裁判の遅滞は、裁判の拒絶（Justice delayed, justice denied）ということわざがありますが、もっとはやく被害者の方を救済できなかったのか、裁判の仕組みも見直す必要があるような気がします。最後に、私が第2回口頭弁論期日において意見陳述をした意見

を添付しますので、お読みいただけると幸いです。

< 裁判所での意見陳述書（2005年5月12日） >

田中宏です。

二風谷ダム裁判を担った者として、意見を述べる機会を与えられました。意見を述べる機会を与えてくれた裁判所に感謝致します。

私は、一昨年8月、台風10号により門別町富川の住民の方に、被害が出たことを知り驚きました。なぜならば、二風谷ダム裁判の際に、参加人の国は、ダム建設の目的が洪水調節にあり、100年に1度の雨量にも耐えられるものであると主張していたからであります。事実上の当事者の北海道開発局は、言葉を慎重に選び、決して洪水の防止ということは言いませんでした。あくまでも洪水の調節・調整と述べておりました。今回の準備書面でも、「洪水調節」という言葉を使っております。

原告の貝澤正氏及び萱野茂氏の両氏は、暴れ川と呼ばれた沙流川は、築堤が完成してからは、洪水もなくなったと述べておりました。なお、洪水と内水氾濫は区別しなければなりません。樋門を閉じたことによる支流の水が、行き場を失い、域内に氾濫することがありますが、これは洪水ではないと思えます。この内水氾濫は、僅かな雨量でも生じます。樋門を閉じる事態が発生したならば、常に起こるからです。洪水とは無関係の現象です。被告の準備書面別紙1の平成9年の欄をご覧頂けると理解できます。この内水氾濫を、国は洪水と言っているのです。

原告の意見に対し、国は沙流川基準点（平取）において、毎秒1500m<sup>3</sup>の調節、つまりダムに同量の水を貯めることにより、調節すると主張しておりました。しかも、その調節によって、洪水を引き起こす雨量は100年に1度の大雨（100年確率日雨量）にも耐えられる調節であると強調しておりました。ところが、平成8年にダムの供用を開始してからわずか7年後に本件の水害が発生した訳であります。その水害発生の原因は、ダム本体を守るために放流したこと（しかも放流量が適切であったかどうか問題です）、放流したにもかかわらず、下流の樋門を閉じる操作を怠ったことによるというのですから、あきれて物が言えません。ダム本体を守るために放流し、その結果、下流に被害が発生したというのは、何というパラドックスでしょうか。

二風谷ダム裁判の時に、原告は、アイヌ民族の聖地に本件のダムを造ることに反対致しました。国は、最も経済コストがかからないからという理由で、二風谷を選んだと説明しておりました。アイヌ民族の心のよりどころとなっている箇所は、クレーンを立て、そのまま荒地として放置していること、考古学的に貴重なチャンが全て水没してしまったこと、そして何よりも、アイヌ民族のアイデンティティを確認する場であるイオルを破壊してしまいました。国は、このようにダムの建設を強行したのです。二風谷ダム判決は、この間の事情を強く批判しております。そして、事業認定の違法性を認定致しました。

国は、当初の建設目的を、今は破綻した苫小牧東部工業地帯への工業用水の供給を第一に掲げておりました。ところが、いわゆるバブル崩壊後、苫東基地に重化学工業の進出はなく、工業用水の供給は不要となりました。ところが今度は、特定多

目的ダム法によって、洪水調節などいくつかの目的を掲げて建設を強行したのです。洪水調節という言葉は、かつて沙流川によって被害を受けてきた人達には大変心地よく響く言葉でありました。しかし、あくまでも洪水調節であって、計画以上の雨量があり、ダムの貯水限界を超えた場合には、ダム自体を守るため、流入用と同量を放流するというのです。当然、下流の樋門は、閉扉しなければならず、内水氾濫は避けられません。

また、国は、ピーク低減効果も頭書の $900\text{ m}^3/\text{s}$ から $600\text{ m}^3/\text{s}$ へ下方修正をしております。直接的な水位低減効果は $1\text{ m}$ と主張していたのが、 $40\text{ cm}$ しかないことも分かりました。結局、二風谷ダム裁判時に心地よく響いていた洪水調節なのですが、真実を述べていなかったことが明らかになっております。

アイヌ民族が自ら聖なる場所と考えていた川とその周辺を潰して作ったダムは、結局、本件のような被害を惹起するダムであったわけであります。従いまして、本件の訴訟におきましては、被害に遭われた方の救済は勿論のこと、今後、「ダムのためのダム」の建設は決して許されるものではないことを確認するためにも、この裁判は重要な意味を持つと考えております。また、ダム建設場所の選定についても、二風谷ではなく、他の地点に建設した場合の効果なども、今、改めて検討されるべきではないかと思えます。洪水調節の効果が二風谷ダム以上の効果があったり、またはそれと同様の効果があったら、民族的な意義を有する空間を破壊してまで現在地に造る必要はなかったことが証明されます。

私は、この裁判が提起された時、ほぼ東京在住の状態であ

り、裁判が提起された事自体知りませんでした。しかし、第1回の口頭弁論が大きく報道され、被害に遭われた方々も多数おられることを知りました。その上、本件の被害の原因が、樋門の開閉の操作も誤ったことによるというのであれば、あの二風谷ダム裁判の時に、参加人である国が強調していたことは何であったのでしょうか。私は、この提訴を知り、この裁判の中で、上述の疑問を明らかにしていきたいと思い、お願いしてこの弁護団に加えて頂きました。私はこの裁判で、民族の聖なる土地を潰してまで作った二風谷ダムの成果を確かめたいと思います。

また、被告は、樋門の閉扉の指示を出さなかったのは相当であり、職務上の注意義務違反はないと主張しています。では、何故、本件の水害が発生したのでしょうか。どこに原因があると考えているのでしょうか。とても理解しえない主張のように思えます。こうした点につきまして、裁判所におかれましては、十分な審理をお願いするものであります。

※1 インターネットで沙流川+水害と入力すると本件に関する新聞記事やニュース（動画）が見られます。特にYouTubeでダムから放流するシーンなどが見ることができます。

<沙流川訴訟 国敗訴確定 原告側、救済遅れ批判（10/06 09:39）>

2003年の台風10号の豪雨で日高管内日高町の沙流川流域に洪水被害が生じたのは、室蘭開建が水門を閉めずに操作員を退避させたためだとして、住民らが国に損害賠償を求めた訴訟は、国が上告期限の5日までに上告せず、国に約3200万円の支払いを命じた一、二審判決が確定した。

訴訟は05年、住民9人と1法人が総額約1億円の賠償を求

めて起こし、昨年の札幌地裁判決は「操作員への退避指示は早すぎ、開建の判断は誤りだった」と認定。9月の札幌高裁判決もこれを支持し国の控訴を棄却した。

原告弁護団の田中宏団長は「提訴から7年、国は自己正当化に労力を費やし続け、被害者救済を遅らせてきた」とし、国が解決を長引かせたと批判した。〈北海道新聞10月6日朝刊掲載〉

※2 詳しくは、拙稿「二風谷ダム判決とその後」<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~academia/booklet/doc/25.pdf>をお読みください。